

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 五三
- 道路の区域を変更する件二件 五三
- 道路の区域を決定する件 五三
- 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件 五三
- 道路の供用を開始する件 五三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五三

公 告

- 都市計画区域を変更した件 五三
- 随意契約の相手方を決定した件 五三
- 福島県選挙管理委員会 五四
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五五

告 示

福島県告示第六百九十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成三十年九月十一日

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
 ジェイエイ新ふくしま燃料株式会社 代表取締役社長 齋藤 隆
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 住所

三 福島市泉字堀ノ内6番地の2
 認定年月日
 平成三十年八月二十三日

（消防保安課）

福島県告示第六百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成三十年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前の 変更後 の 別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
|-------------|--|-----------------------|-----------------|-------|
| 県道福島 飯坂線 | 福島市飯坂町平野字稲 荷田一番二〇地先から 同 市飯坂町平野字上 川原四四番五地先まで | 変更前 | 九・五ノ 一三・八 | 一六七・〇 |
| | | 変更後 | 一三・八ノ 二一・〇 | 一六七・〇 |

（道路計画課）

福島県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成三十年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前の 変更後 の 別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
|--------------|--|-----------------------|-----------------|---------|
| 県道いわ き石川線 | 石川郡古殿町大字松川 字前木一ニ八番四地先 から 同 郡同 町大字松川 | 変更前 | 八・五ノ 二七・〇 | 一、四六〇・〇 |
| | | 変更後 | 一一・五ノ | 一、四六〇・〇 |

字前木二二番六地先
まで

三六・五

(道路計画課)

福島県告示第七百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|-----------------|---|-----------------|---------------|-----|
| 県道会津若松熱塩温泉自転車道線 | 会津若松市神指町大字高久字西川原七七番一地从先から河沼郡会津坂下町大字東原字道上二七九二番一地从先まで | 三・七 三・七 | 一、〇一八・六 | |

(道路計画課)

福島県告示第七百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 指 定 区 間 | 指定年月日 |
|-----------------|---|-----------|
| 県道会津若松熱塩温泉自転車道線 | 会津若松市神指町大字高久字西川原七七番一地从先から河沼郡会津坂下町大字東原字道上二七九二番一地从先まで | 平成三〇年九月一日 |

福島県告示第七百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-----------------|---|-----------|
| 県道会津若松熱塩温泉自転車道線 | 会津若松市神指町大字高久字西川原七七番一地从先から河沼郡会津坂下町大字東原字道上二七九二番一地从先まで | 平成三〇年九月二日 |

(道路計画課)

福島県告示第七百三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年八月二十四日次のとおり指定した。

平成三十年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

有限会社関葉 会津若松市西栄町六番三二号

平成三〇年八月二四日から平成三五年三月三一日まで

せき薬局 会津若松市西栄町六番三二号

(出納総務課)

公 告

公告第二百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、相馬地方都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所に備えて縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

- 一 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
南相馬市原町区深野のうち
字入龍田、字北沢、字館の全部の区域
南相馬市原町区深野のうち
字仲山、字宮平、字小池田、字菖蒲沢、
字百目木、字西内の各一部の区域
- 二 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

福島県知事 内 堀 雅 雄

(都市計画課)

公告第201号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年9月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ワイヤーアーク金属積層5軸マシニングセンタ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士エンタープライズ株式会社 東京都中央区東日本橋二丁目16番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
147,733,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年九月一日現在において、次のとおりである。

平成三十年九月十一日

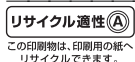
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二七五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三〇一、七一五
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

| | | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------------|--------|
| 福 島 市 | 選 挙 区 | 七九、一九四 | 選 挙 区 | 田 村 市 田 村 郡 | 一八、五九一 |
|-------|-------|--------|-------|-------------|--------|

| | | | |
|-----------|--------|------------|--------|
| 会津若松市 | 三三、四〇二 | 南相馬市相馬郡飯館村 | 一九、二八八 |
| 郡 山 市 | 九〇、六二八 | 伊達市伊達郡 | 二七、六五八 |
| い わ き 市 | 九一、六三七 | 本宮市安達郡 | 一〇、八五七 |
| 白河市西白河郡 | 三〇、六三五 | 南 会 津 郡 | 七、七二六 |
| 須賀川市岩瀬郡 | 二六、四六七 | 河 沼 郡 | 六、四二二 |
| 喜多方市耶麻郡 | 二一、三六六 | 大 沼 郡 | 七、五二八 |
| 相馬市相馬郡新地町 | 一一、一三三 | 東 白 川 郡 | 九、一三七 |
| 二 本 松 市 | 一五、六五〇 | 石 川 郡 | 一一、四一〇 |
| | | 双 葉 郡 | 一八、一九〇 |



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷